

平成22年第12回教育委員会 定例会会議録

平成22年12月2日

東久留米市教育委員会

平成22年第12回教育委員会定例会

平成22年12月2日午後3時00分開会
本庁舎6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (2) 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定依頼について
 - (3) 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について
 - (4) その他
 - (5) 諸報告
 - ①平成22年第4回市議会定例会について
 - ②東久留米市教育委員会生徒表彰実施要綱（案）について
 - ③東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（案）について
 - ④東久留米市特別支援教育の環境整備計画について
 - ⑤東久留米市立生涯学習センターの愛称募集の実施について
 - ⑥AEDの貸し出しについて
 - ⑦第2回中学生「東京駅伝」東久留米市選手団結団式について（案）
 - ⑧第一小学校、第九小学校給食調理業務委託の進捗状況について
 - ⑨東部地域（第四小学校）のその後の状況について
 - ⑩平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成23年度東久留米市教育委員会基本方針について
 - ⑪その他
 - 平成23年成人の日のつどいについて
 - 生涯学習センターの掲示物にかかる審査請求について
 - スポーツセンターの指定管理者について

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担 当 課 長 桑 原 茂	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 工 藤 和 志	教 育 部 主 幹 山 下 一 美

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成22年第12回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午後 3時02分)

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は4番矢部委員にお願いする。

◎議案の追加

- 委員長 日程第2に入る前に、事務局から議案の追加の申し出がある。
- 総務課長 「議案第45号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定依頼について」及び「議案第46号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」の2件について、追加議案として承認いただきたい。
- 委員長 「議案第45号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定依頼について」及び「議案第46号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を追加議案として取り上げることに賛成の方は挙手をお願いする。全員挙手であり、議案第45号及び議案第46号についてはいずれも追加議案として取り上げることに決定した。ついては日程に変更があるので、改めて日程を配付する。

◎傍聴の許可

- 委員長 本日、傍聴者はおいでになるか。
- 総務課長 おいでにならない。
- 委員長 お見えになったらお入りいただくこととする。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第2、「議案第45号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定依頼について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第45号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定依頼について」、上記議案を提出する。平成22年12月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、損害賠償請求額を定め和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得る必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。
- 総務課長 資料2枚目の「損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について」をご覧ください。事故の時刻は平成22年10月30日土曜日の午後2時28分、場所は東久留米市滝山七丁目26番30号付近である。第七小学校の敷地内の桜の木が落下し、白山公園西側の市道に、乗車して停車していた株式会社ムサシリフォームが所有する自動車を破損し、損害を与えたものである。事故の原因は開校当時からあった高さ約10mで、樹齢40年近く経過している桜の木の5m付近にあった枝の一部、直径約10cm、長さ1m以上が落ちて、その衝撃でこれが3片に割れ、それぞれが車前方、後方部等に散らばり落ちた。事故当日は雨天であり、重さを増して耐え切れず落下したものと推測している。被害状況はボンネット・フロントガラス・リアバンパーほか2カ所の破損である。損害賠償額は板金塗装と部品交換で36万3,962円、修理の際の14日間の代車の費用が4万2,000円で、総額40万5,962円を支払うものである。この損害賠償額については施設の瑕疵として10割が認められ、相手方の請求額の満額が保険会社より支払われる。示談成立がこの12

月市議会定例会中であるため、議案として最終日の12月21日に市議会へ上程する。なお、同日、この後の議案で説明するが、本件に伴う補正予算を上程し、この両者の議案について議決後、支払いの手続きを進めることになる。今回の事故を受け、直ちに当該樹木の剪定を行った。現在は市内の各学校施設の樹木の点検を改めて行い、再発防止に努めている。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 この日は季節外れの台風が本土に近づいていて、かなりの強風があった。今回はそういう自然的な条件も加味され、過失相殺とは違うのか。
- 総務課長 この日は台風が日本列島に近づいていたこともあり、事故発生時には風の強さはそれほどでもなかったが、雨はかなり降っていた。天災の場合には保険金がおりにないが、今回はそういうことではないという結論に達し、保険金により満額支払うことができた。
- 委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第45号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定依頼について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第45号は承認することに決した。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第3、「議案第46号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第46号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成22年12月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。
- 総務課長 資料の2枚目、「平成22年度12月補正予算要求シート」をご覧いただきたい。事業名は「第七小学校物損事故にかかる賠償金」である。同校敷地内で枝木が落下して、同校西側の道路に停車していた株式会社ムサシリフォームが所有する自動車が損傷して損害を与えたため、賠償金を支払うものである。事業費40万6,000円で予算要求している。12月21日の市議会定例会の最終日に議案として上程する
- 委員長 これより質疑に入る。質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第46号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第46号は承認することに決した。

◎その他

- 委員長 日程第4、その他について。事務局から何かあるか。
- 教育部長 ない。
- 委員長 ないようなので次に進む。

◎諸報告

- 委員長 日程第5、諸報告に入る。「①平成22年第4回市議会定例会について」から、順次、報告願う。
- 教育部長 第4回市議会定例会の会期は12月1日から21日までの21日間である。付議議案については資料をご覧いただきたい。議案は第68号から80号までである。昨日、第81号が追加になっている。続いて、「平成22年第4回定例会一般質問届出順序及び内容」をご覧いただきたい。富田議員の質問はAEDの設置についてである。白石議員の質問は図書館行政についてである。津田議員の質問は廃食用油についてである。沢田議員の質問は

小・中学校の教室へのエアコンの設置についてである。糸魚川議員の質問は学校給食と図書館についてである。篠原議員の質問も小・中学校のエアコンの設置についてである。島崎議員の質問は本村小学校の施設改修についてである。細谷議員の質問は「子どもたちの通学路の安全確保を迅速に」という質問である。野島議員の質問は教育振興、教育環境の充実について、およびスポーツ施設の整備についてである。小山議員の質問も教育振興基金について、および教室のクーラー設置についてである。請願については教育委員会関連のものはない。意見書については、昨日、「意見書案第37号 公立小・中学校冷房化推進を求める意見書」が提出され、賛成多数で可決された。今夏の異常気象による酷暑の中、かなり温度が高くなる普通教室に対してもクーラーを設置してもらいたいということで、東京都に対して財政支援を求め、国に対して補助金を求める内容である。

○委員長 この件は以上にとどめ、続いて「②東久留米市教育委員会生徒表彰実施要綱（案）について」の説明を求める。

○指導室長 東久留米市教育委員会生徒表彰要綱の制定の背景について説明する。これまで中学校においては、体育的活動を行って優れた実績を残した生徒に対しては「体育優良生徒」として、東京都体育協会から表彰が行われていた。しかし、学校生活には、体育・運動以外でも優れた活動を行って努力している生徒がいる。このたび中学校長会からの要望もあり、中学校生活において他の生徒の模範となる優れた活動や実績を残した生徒を広く表彰の対象とする「東久留米市教育委員会生徒表彰を行って、本市の学校教育の一層の充実と振興を図りたい」という考えの下、この要綱を制定するものである。資料の「東久留米市教育委員会生徒表彰実施要綱」をご覧ください。対象は市立中学校3年に在籍する男女各1名ずつの計2名である。表彰基準は、「学校において顕著な活動等を行い、他の生徒の模範とするに足る成果や行為のあったもの」とする。表彰の方法は各学校長の推薦に基づき、教育部長を委員長とする審査会で審査の上決定する。なお、この要綱が本日の教育委員会です承されれば本日から発効することとし、本年度の生徒から表彰を行いたい。また、この要綱に定めのない事項については教育長が細目等を定めることができることとする。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 「第9 表彰は表彰状を授与しこれを行う」とあるが、財政事情は厳しいものの、記念品をあげてもいいのではないか。

○指導室長 記念品については財政等の問題もあり、実施できない状況にある。しかし、この事項に定めのないことについては教育長が定めることができる細目等により、記念品等についても条件を整えば贈呈していくことも考えられる。

○委員長 先ず私からお断りをさせていただきたい。この件以外にも1～2回、資料の差し替えがあった。これについては教育部長、総務課長、指導室との間で話し合いする予定になっていたが私の都合で延びてしまった結果、各委員のお手元には直近に差し替え資料をお届けすることになったこととお許しいただきたい。

この件であるが、差し替え前の資料では「なお、記念品はこれを授与することができる」とあった。「表彰状1枚であったとしても値打ちがないわけではないが、子どもたちに記念になるようなものを」と、どなたもお思いだろうと思う。ただし、「授与することができる」という規定は、授与するものとしめないものが出てくる可能性のある内容でもある。「表彰状を授与する」だけの規定ならば、実行に当たって副賞を添えることも十分可能であるが、逆に、「授与することができる」という一文があると、授与しなかった場合があると良くない。むしろこの前文の中には、改めて副賞なりとして記念品を考えることができる余地が含まれると判断もできる。実際にはお金の問題も絡んでくるが、それら含めて今後へ向けて検討いただきたい。そういうつもりで、本日の段階ではこの内容で出させていただいた。各委員にはご了承いただきたい。

この件については以上にとどめ、続いて「③東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置

要綱（案）について」の説明を求める。

- 総務課長** 資料の「東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（案）」をご覧ください。設置の目的は、東久留米市教育振興基本計画を策定するに当たり必要な事項を検討するためである。次のページの「東久留米市教育振興基本計画について」をご覧ください。本計画策定の背景であるが、平成18年12月に教育基本法が改正され、本計画についての規定が新たに設けられた。同法17条第2項で「地方公共団体は、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定めている。本市の策定目的は、「東久留米市の教育行政が歩むべき将来の姿・道筋を明確にすべく、その実現に向けて東久留米市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的推進を図ること」を目的として、この本要綱を設置後、本計画の策定に入りたい。続いて、2ページをご覧ください。4の（2）、策定期間は平成22年12月2日から24年3月までを予定している。本計画期間は平成24年度から28年度までの5カ年とする。また、要綱には策定委員会、専門部会、さらに懇談会を規定している。それぞれの役割は4（1）と3ページの別紙1にも記載している。策定委員会の構成は教育委員会部課長、企画調整課長、行財政改革担当課長、財政課長、子育て支援課長等をメンバーとする予定である。専門部会のメンバーは教育委員会の係長級の職員を予定している。懇談会は要綱規定のとおりである。1月中には第1回目の策定委員会を開催したいと考えている。また、一定時期にはパブリックコメントの実施も考えており、教育委員会には適時経過を報告するとともに協議をお願いし、最終的には教育委員会定例会において議案として提出していきたい。なお、本要綱は12月16日に開催される庁議において報告する予定である。
- 委員長** 先ほどお断りした事情により、これについても各委員が最初にご覧になったものとは多少変わっている。その辺をお含みの上、何かあれば伺いたい。
- 委員** 最初の資料の「策定の目的」の文言には若干疑問があった。はっきりしていなかった部分が今回の資料ではイメージ図で示され、分かりやすくなった。今後、しっかり取り組んでいただきたい。
- 委員** 第8の「意見の聴取等」について伺いたい。メンバーは一般市民9名に限定するのか。「教育への市民参加」の視点も必要であると考えているので、「教育長が特に必要と認めた者」も入れたほうが良いと思う。
- 教育長** 委員の意見は、取り入れさせていただいて良いと思う。「懇談会」での意見聴取はパブリックコメントとは若干違う。2ページの4（1）のところで、「市民の意見聴取の機会としてパブリックコメントを実施する」とあるが、パブリックコメントと、こういった懇談会で直接委員からお聞きすることは、別の意味合いになる。「市民」と言うくりにするかどうかは別にして、10に「その他必要な者」として入れても良いのではないか。
- 教育部長** 懇談会には、条例により設置している委員会の委員、例えば文化財保護委員や社会教育委員、体育指導員、さらに協議会などの委員には入っていただく。この方々はそれぞれ深い経験をお持ちである。さらに、文化協会、体育協会、保護者などを「市民の代表」としてとらえていた。さらに、広く「教育の市民参加を」という視点から考えると、委員ご指摘の考え方もあると思う。
- 教育長** 文化財保護審議会委員、社会教育委員や体育指導員などは法律によって条例で設置しなければならない委員であり、また、図書館協議会、文化協会や体育協会、小・中学校の代表、保護者などは教育委員会とかなり密接な関係がある方々である。私も保護者に入っていたら「市民」という枠からの選出と言えらと思ったが、さらに考慮したほうが良いと思う。
- 委員** かなりの経験を持って学校をサポートしている学校評議員の代表、さらに小・中・高の連携教育が今重要になってきているので、高校教育の経験もあるような方など、メンバーに少し膨らみを持たせたら良いと思う。

- 委員 委員の母体は大きいほうが良い。自治会、連合会、JCなど、教育に直接関係はないがいろいろな分野から選んだらどうか。
- 教育長 開かれた教育・学校と言っている時代であるので、教育に直接関係ないところから選ぶことも必要かもしれない。
- 委員 限られた期間で教育長を中心に意見をまとめて策定して合意を図っていくことも必要であるから、教育長が必要に応じて指名された方で良いと思う。
- 教育部長 「教育長が指名する」となると、新たな規定が必要になる。「市民公募2名」という考え方もあるが…。
- 教育長 2から9までは、実際には組織代表であるので、「市民公募」と「その他市民」という考え方もある。あるいは自治会からの選出もある。評議員となると各学校においてになるので、やはり市民も公募したほうが良いかもしれない。この件については調整させていただきたい。
- 委員長 次に掲げる委員で、委員並びに公募された、公募で選ばれた委員とか市民とか一言入れておけば良いと思う。「その他公募された市民、何名」とか入れたほうが良いか。
- 教育長 ほかがすべて1人なので、入れるのであれば「2人」だろう。
- 委員長 限定した分野だと、「ほかにもたくさんこういう分野もある」という指摘を受ける。その他の中に「あとは全部入って良い」という意図は示しておく必要がある。問題は公募するかどうかということだ。委員の意向をお考えいただいて調整していただくということで、ご了承いただきたい。この件については以上にとどめる。

続いて、「④東久留米市特別支援教育の環境整備計画について」の報告の説明を求める。

- 学務課長 本計画は平成23年度から25年度までの期間でまとめたものである。1ページの「はじめに」からご覧いただきたい。本市の特別支援学級については、固定・通級指導学級ともさまざまな課題を抱えている。理事者協議の課題調書や現在策定中の第4次長期総合計画の前期基本計画の中にも、今後5年間の取り組むべき予定事業として盛り込まれている。当面する課題として、今回は小学校の固定学級と通級指導学級の環境整備を行うものである。理事者協議にも平成22年1月には新規、22年9月には継続で出している。「現状と課題」をご覧いただきたい。固定学級の第三小学校のすずかけ学級、第七小学校のしらゆり学級、神宝小学校のわかば学級が現在開設され、3校で10学級65名の児童が在籍している。このうち、第三小学校が4学級29名、第七小学校が3学級19名、神宝小学校が3学級17名である。第三小学校については児童が3名増えた場合、1学級の増設が必要となっている。しかし、現時点では新たな特別支援学級を開設する施設もなく、また、増設することも困難な状況になっているため、計画を進めるものである。ほかの学級についても3学級に達しており、中部地域に特別支援学級の環境整備が急務となっている。中学校については東中学校の9組、中央中学校の7組にそれぞれ開設されており、東中学校が1学級3名、中央中学校が3学級24名の計27名が在籍している。

通級については、第七小学校のあすなろ学級に現在33名の児童が通級している。言語・難聴・弱視学級については、現在市内に開設されていないため、保護者の付き添いのもと、他区市の通級指導学級に通っている。中学校については、東中学校のけやき学級に5名の生徒が通級している。参考までに、5月1日現在の市内の特別支援学級の在籍状況と近隣市の通級状況を掲載している。検討経過であるが、固定学級については市の中部地域を対象として、4校の設置を検討した。第一小学校については入口にスロープの設置があり、肢体不自由にも対応している。児童数は平成27年度までは減少傾向にあるが、教室の使用状況を調べたところ、今回検討した北側校舎については、1階部分が音楽室・家庭科室等として特別な整備が完了している。第五小学校については、南側の体育館を併設している建物の1階部分を対象として検討したが、現在、家庭科室やプレイルームとして使用しており、北側校舎の部分を利用したとしても、特別支援学級を開設するに必要とする教室の確保が難しい状況

である。小山小学校については1階西側部分の家庭科室・少人数教室・ランチルーム・PTA室に開設することで検討したが、増築が必要である。南町小学校については集会室が4教室、児童会室やPTA室等、常時使用していない教室が6教室ある。視聴覚室がないという問題はあるが、1階の西側教室を活用すれば体育館へ通じる通路および西側昇降口に面しているため、通常学級児童との自然な交流が見込まれる。

続いて、通級指導学級について報告する。東部地域の小学校再編成であるが、第四小学校の閉校に向けた実施計画に基づき、第六小学校の南側校舎を視察したところ、現在、通常学級として常時使用していない実態があった。

続いて、近隣市の見学状況について報告する。8月24日に、小平市立第二小学校、小金井市立第二小学校、西東京市立芝久保小学校を見学した。3ページの「課題」に示しているが、西東京市については、対象は市内に居住する児童となっている。小平市・小金井市については他市からの児童を受け入れているものの児童数が増えており、今後は他市からの受け入れが困難な状況が考えられるという報告を受けている。

以上のことを考えて、今後の整備計画を策定した。固定学級については南町小学校に新設する。理由は、現在在籍している児童の居住地等を考慮すると、開設した場合に在籍児童数の確保が見込まれるためである。整備内容についてはプレイルーム、固定学級3室、職員室、相談室、便所、資料室、その他共通設備を考えている。通級指導学級については、第六小学校に計画している。検討した南側校舎は北側校舎から各教室が独立しており、静かな環境の下で学習することが必要な難聴・言語に適している。また、第六小学校は東部地域にあるという地域性はあるが、通級学級については市が通学バスを提供することで、通級しやすい環境を整備していきたい。整備内容は職員室、家庭科室、言語教室、弱視教室、難聴教室を2室、プレイルーム、相談室、その他共通設備を考えている。今後のスケジュールであるが南町小学校、第六小学校とも平成23年度に設計委託、24年度に改修工事、25年度から開設ということで考えている。最後に、「その他の課題」を示している。小学校の通級指導学級については児童数が多くなっていることから、週当たり5時間しか受けられない現状がある。2番目に、中学校の固定学級の整備がある。東中学校と中央中学校の在籍児童数については今年も合同説明会を開催して、各学校の良さをPRする予定でいるが、依然として人数にばらつきがある。引き続き通学区域の柔軟な対応や、新たにほかの学校に学級を開設するなどの検討も必要になってくると思っている。第三次計画については11月11日付で計画が決定しており、この計画に基づき、教育振興計画およびその個別計画である特別支援教育の推進計画の策定についても、東京都の計画に沿った整備を進める必要があると考えている。

○委員長 この件については以上にとどめる。続いて、「東久留米市立生涯学習センターの愛称募集の実施について」の説明を求める。

○生涯学習課長 資料の「東久留米市立生涯学習センターの愛称募集に関する取り扱い規程」をご覧ください。この規程は、指定管理者からの提案によるものである。目的は、学習センターを身近な市民の施設とするために、愛称を公募するものである。公募の方法は、市報や学習センターだよりで周知する。次のページに愛称募集のチラシが印刷されている。応募方法等ははがきやメールによる。愛称募集の応募用紙に愛称、意図の説明をお書きいただく。選考方法は選考委員会を設けて決定する。また、副賞として、採用された方には一定の品物の贈呈を考えている。結果発表は来年の3月上旬で、表彰セレモニーは5月に学習センターで、ロビーコンサートとともに表彰式を行う予定である。3枚目にはスケジュールと審査の方法等について示している。なお、本日、学習センターだよりも配付しているが、その中にも愛称募集の記事を掲載している。

○委員長 募集規程そのものが指定管理者から提案されたのか。

○生涯学習課長 そうである。

○委員長 「指定管理者は選考会を開催し、愛称を決定する」とあるが、愛称の募集も指定管

理者に委ねる仕事なのか。指定管理者はどこまでの範囲の仕事を責任持って行うのか。逆に言えば、市はどこまでの範囲で任せているのか。

- 生涯学習課長 指定管理者制度は、施設全体の活性化を図るために市の業務を委託、委任するものである。愛称は選考会により決定されるが、市の職員もメンバーに入っている。指定管理者の一存で決めるのではなく、市側もこの提案を受けた段階から、愛称募集の取り扱いについて、一緒に協議をしてきている。
- 教育長 「生涯学習センター」の名称は条例により、あくまでも「生涯学習センター」と決められている。この「生涯学習センター」の名称を愛称で何々と変更するのであれば、議会に条例を出して変更しなければならない。しかし、今回はあくまで愛称なので条例は変えないため、指定管理者に管理運営を委託している範囲でできるという考え方である。
- 委員長 市の施設の管理運営については指定管理者がその役を担っているが、選考会に市の職員が入っているとは言え、他人任せという気がする。
- 教育長 選考会の委員に市の職員が入っているかどうか以前に、指定管理者は教育委員会と調整しながら進めてきている。もともと教育委員会として愛称を付けたいという意向があり、指定管理者とも意思が一致した。「指定管理者が提案した」と説明しているが、教育委員会と協議しながら進めてきているとご理解いただきたい。
- 生涯学習課長 近隣市でも、「こもれびホール」「ルネこだいら」などの名称を持つ施設が増えている。本市でも地域に根差した愛称を募集したく、6月に実施した利用者アンケートで愛称募集についての支持を得たので、年内に公募のスケジュールを周知したい。
- 委員長 趣旨についてはそれ否や全くない。第1の「センターを利用者の身近な施設とするため」については、むしろより入れたいほどに、その設置者である市はもっと積極的に、指定管理者に言われるまでもないぐらいだと思っている。そういう意味での主体的な責任も教育委員会は負っているので、「愛称を付けたい」と市から指定管理者に対して、「しかるべくいろいろ考えて募集してくれ」と依頼するのが筋ではないか。西部地域センターにも愛称があるが、どのように決定したのか。
- 教育長 西部地域センターは市ではなく公社が管理運営を行っていたので、今回と同様の手続きを経ている。
- 委員長 公社が募集したのか。
- 教育長 市の意向を受けて、公社が事務的な手続きを進めて愛称を募集した。
- 委員長 しかし、規定からすると、明らかに「指定管理者が決定する」となっている。
- 教育長 最終的には施設の運営管理は指定管理者に任されており、行政側がそれでいこうという最終的な意思を示して決定している。一方的に何でもやらせているということではない。選考会が愛称を決定して、教育委員会に決定の報告をして、その上で愛称を定めるということである。
- 委員長 この規定では「指定管理者が選考会を開催し愛称を決める」とある。指定管理者ではなく、選考会が決める。その選考会には市の担当も入っているから、市は十分そこに責任も担っている。そういう意味をはっきりさせるには、「指定管理者が招集開催する選考会において愛称を決定する」としたらどうか。そうしないと指定管理者が全部決めてしまうように読める。
- 教育長 「決定」については、委員長の言われるとおりの印象を受ける。
- 委員長 また、規定の見出しに「公募者」とあるが、公募者はここでは指定管理者になるので「応募者」ではないか。
- 教育長 「応募者」にするか「公募」にするか、「者」をとれば良い。
- 委員長 「東久留米はそういうことをきちっとやっている」ということで、お願いしたい。
- 教育長 「指定管理者は選考会を開催し、愛称を決定する」とあるが、最終的には教育委員会の決裁で決定するのであるから、「決定する」を「選定する」にしたらどうか。

- 委員長 愛称を公募するという考え方は指定管理者を超えたところで市が行い、その公募についての事務を指定管理者にお願いするのが当然である。指定管理者は十分な経験を重ねておられ、市との関係については厳しくチェックされていると思う。改めて、市と指定管理者との間の責任の範囲については考えていただきたい。
- 教育長 愛称募集のチラシは既に印刷されているのか。
- 生涯学習課長 まだである。
- 委員長 審査委員の「市」のところにはだれも入っていない。
- 教育長 この段階では決まっていなかった。
- 教育長 本文中の表記についてであるが、「平成22年」の元号と西暦表記を使っているところがある。教育委員会は西暦だけでは使っていないので、使うならば「平成何年」として括弧書きで表示したほうが良い。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いて、「⑥AEDの貸し出しについて」の説明を求める。
- 生涯学習課長 資料の「東久留米市生涯学習課自動体外式除細動器貸出要領」をご覧ください。貸し出しの目的は、救急救命体制の整備を図るためである。これまで、スポーツや文化のイベントの際に発生した緊急時のために、野外のスポーツ施設等に置いてはどうかというご意見等をいただいていた。検討した結果、人が常時配置されていない滝山球場等の野外施設にAEDを置くよりも、生涯学習課にAEDを1台置き、イベントを開催する主催者にお貸しするという事で貸し出し要領を作成している。AEDの貸し出しについては、第3条で「2週間前の日までに」貸し出しの申し込みをしていただくとしている。貸出期間は3日間程度である。今後は、AEDが市民団体や関係機関に広く周知されるよう普及に努めていきたい。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いて、「⑦第2回中学生『東京駅伝』東久留米市選手団結団式について（案）」の説明を求める。
- 指導室長 平成23年3月21日に予定されている第2回の中学生「東京駅伝」に向け、本市選手団の結団式を資料のとおり行いたいと考えている。平成23年1月1日火曜日の午後4時から、市役所7階の701会議室で行う。結団式における参加者は各中学校から推薦された選手、役員である総監督、監督、コーチ、および養護教諭である。関係者は委員長、教育長、中学校長会長、教育部長並びに各学校の校長、引率教員である。さらに、事務局職員が参加する予定になっている。なお、当日の式次第については、次のページに結団式次第を示しているのでご覧いただきたい。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 次第には、委員長のあいさつとして「激励の言葉」があるが、1枚目の4の参加者の来賓には名前がないが…。
- 教育長 なぜ教育長や委員長が来賓になっているのか。
- 委員長 主催者が教育委員会ならば、委員長や教育長は来賓ではなく主催者である。この件については指導室とは調整ができていますが、資料の差し替えが間に合わなかった。各委員にはご了解いただきたい。この件は以上にとどめる。
続いて、「⑧第一小学校、第九小学校給食調理業務委託の進捗状況について」の説明を求める。
- 学務課長 第一小学校と第九小学校の給食調理業務委託については、11月5日の教育委員会定例会で2次審査のプレゼンテーションまでを報告している。その後であるが、11月11日に選定委員会を行い、第一小学校および第九小学校とも上位2社を2次審査通過業者と決定している。その後、業者から見積もりを徴取したところ、第一小学校については、千代田区にある一富士フードサービス株式会社が予算内に入っている。第九小学校についても、第1通過業者である同じく千代田区にある株式会社ニッコトラストが予算内に入っている。今後のスケジュールであるが、12月中には契約を締結し、その後、第一小学校と第九小学

校の保護者を対象とした説明会を1月に開催する。契約締結後に受け入れ準備に入るが、4月からの業務委託がスムーズに行われるよう3月下旬には業務を引き継いでいきたいと考えている。

○委員長 この件については以上にとどめる。続いて、「⑨東部地域（第四小学校）のその後の状況について」の説明を求める。

○学校適正化等担当課長 10月の教育委員会でもこの予定で報告していたが、去る11月6日土曜日の午後3時から、第四小学校の保護者に説明会を実施した。当日は23名の保護者が出席された。今回は新1年生の保護者にも通知を差し上げたところ、平成23年度に新1年生になる保護者のうち、9名が参加されている。説明会では、1番目としてこれまでの経過を話し、次に東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画の概略説明、さらに、統合準備会を設置しこれまで3回実施していること。4番目に、統合準備会を進めていく中で、この9月に議会において第四小学校の閉校に関する条例が可決され、24年3月末をもって閉校するということが正式に決まったことなどを説明した。保護者からの質問の主なものは新1年生のことであるが、「第四小学校には指定された校帽があるが、入学して1年で閉校ではその帽子が無駄になるので、市で対応してもらえないか」という質問があったが、これについては市の予算で対応させていただくと答えている。学童保育については、「現在、第四小学校で学童保育に通っているが、閉校後は受入校の学童保育も保証してもらえるのか」という質問があったが、これについては子育て支援課とも連絡を取りながら、「すべて受け入れる」という方向で調整してもらっていると答えている。また、「閉校により転学する児童に対する通学路の安全策を講じてほしい」という要望も出され、これについてはこの7月に、統合準備会の委員と校長にも加わっていただいて通学路の安全点検を行った。その後、都市建設部に改善依頼を行い、既に改善されているところもある。防犯灯の質問については、「設置されている所もあり、安全策を講じている」と説明している。4番目は、皆さんの関心があったことかもしれないが、「事前に受入校に入学できるのか」という質問が出されていたが、これについては「原則はあくまでも第四小学校に入学していただくことになるが、1年間で転学ということもあり、強制はできない」と答えている。主なものは以上である。

2番目として、第四小学校、第六小学校、神宝小学校の校長の会である3校連絡会については、11月24日の午後7時から開催した。第1回目ということで、第四小学校の保護者に出席いただいて、直接、ご意見やご要望を聞く機会を設けた。このときは第四小学校から3名の保護者代表が出席された。ご要望の大半は、閉校によって新しい学校に行くことになることへの不安が一番大きいと感じた。1番目として、「今まで第四小学校にいた先生を受入校に異動させてほしい」という要望があったが、「東京都の人事に関することであり、必ずしも要望どおりにはいかない場合もある」と説明している。2番目として、第四小学校がこれまで少人数を生かして進めてきた良い面があるので、例えば、「いろいろな役割が担えたり、意見交換がじっくりできる」「少人数のため責任感を持って役割を果たしてこれた」「いい意味の縦割りの校風を受入校でも生かしてもらえないか」というご希望や、「レクリエーションなどの交流会を、今後、閉校までの間に持ってもらいたい」というご要望があった。その場で回答できないものもあり、校長とも調整の上、文書で回答させていただくということで了解をいただいた。出席された保護者の印象であるが、「校長先生たちに非常に前向きに対応していただき、打ち解けた雰囲気の中で対応してもらえたので安心した」というご意見もいただいている。また、3校連絡会の今後のあり方であるが、今回は第1回目ということで1カ所に集まってもらった調整となったが、今後は先生同士で都合のいい時に開催してもらったほうが良いということで、そういう形をお願いすることになる。ただし、何かしらの方向が出た場合には保護者にお知らせするということで了解も得ている。最後になるが、第四小学校の閉校式典は、再来年の平成24年2月17日金曜日の午後に、一応決定

している。

- 委員長 この件については以上にとどめる。「⑩平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成23年度東久留米市教育委員会基本方針について」は最後にさせていただいて、先に「⑪その他」から報告願いたい。なお、教育委員会会議規則では、会議時間は午前9時から午後5時までとなっている。本日のこの後の議題からして5時を過ぎるかもしれないため、あらかじめ了解を得たい。了承を得たので、ここで5分間休憩する。32分から再開する。

(午後 4時27分)

(午後 4時32分)

- 委員長 再開する。諸報告、「⑪その他」から説明をお願いします。
- 生涯学習課長 資料の「平成23年成人の日のつどい」をご覧いただきたい。1月10日祝日の午前11時から、2回目は午後2時から、いずれも生涯学習センターのホールを会場として実施する。次第は例年と同じく開式のことば、国歌斉唱などを行い、委員長から式辞をいただく。4番目以降に来賓の祝辞、来賓や恩師の紹介、スライドショーの上映、アトラクションにはソフトボイスの出演を予定している。最後に、成人代表のことばをいただく予定である。前回との変更点は、成人式の事業を東久留米市NPO法人文化協会に委託していることであるが、教育委員会も責任を持ち、滞りなく行われるよう準備を進めている。
- 委員長 都議会議員から祝辞をいただいていたか。
- 生涯学習課長 都議会議員についてはご紹介だけである。式典を滞りなく行うため、これまでも来賓あいさつは3名までとしている。
- 委員長 今年のアトラクションについてももう少し伺いたい。
- 生涯学習課長 アトラクションは、昨年も出演した20歳前後の女性4名によるアカペラグループ「ソフトボイス」によるコンサートである。地域の合唱団の出身者で、3年前にも出演していただいている。
- 委員長 どんどん名前が出てきているようだが、みんな本市の出身と聞いている。これから先も聞く方は毎年変わるのだから良いと思う。
- 委員 小学生に進行のお手伝いをしてもらうのか。
- 生涯学習課長 小山小学校と神宝小学校の6年生の二人をお願いしている。負担の少ないように冒頭のあいさつ、およびスライドショーやアトラクション以降に手伝っていただくことになっている。来賓等の紹介は市側で行う。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いて、何かあるか。
- 生涯学習課長 生涯学習センターの掲示物の申請に対する不承認通知を出したところ、審査請求が出たのでその後の経過報告と弁明書の概要について報告する。10月の定例会では審査請求が出されるまでの経過を報告した。その後であるが、審査庁である市から、11月4日に、弁明書を提出するよう処分庁(センター長)に文書が送付された。11月26日付で別添の弁明書が提出された。弁明書は、市の法律相談の弁護士等と十分調整をして作成している。弁明書の内容であるが、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求めている。また、意見及び理由については、3点の理由から、地方自治法第244条第2項の正当な理由に該当するとまとめている。3点の理由は4)をご覧いただきたい。「誹謗表現・名誉棄損表現」についてであるが、市議会議員等は公人ということで一定の批判の言動を受けなければならない地位にあるが、情報コーナーに掲示する文書としては不相当と考えている。批判的言動が掲載されているものを情報コーナーに置くと、市民にそういう批判的な言動や意見を認容している誤解を抱かせる恐れがあるからである。2点目の理由は、「5) 政治的中立性」である。学習センターは、特定の政治的立場に依拠することが一般市民から認識されると、私的な政治的表現を良しとしない市民が学習センターの利用を敬遠することになる恐れも出てくるので、政治的中立性が求められるという形でまとめている。3点目の理由は6)

の設置目的をご覧いただきたい。「『市議会NOW』という私的な政治表現を含む表現物については生涯学習の促進等の設置目的に合致しない」とまとめている。今後の予定であるが、12月下旬に口頭意見陳述の機会を設けて請求人を呼び、弁明書等に関する意見をいただくことになっている。来年の1月には裁決書案を作成して、3月議会に諮問する予定と伺っている。審査庁である市長側の裁決については却下・棄却・認容の三つがあるが、裁決が棄却された場合は、審査請求人は東京都知事に対して再審査請求することができる。そのほか、裁判に訴えるということで、行政事件訴訟法に基づく処分取り消しの訴えができるようになっている。裁決が認容となった場合は、相手の主張に言い分があるということになり、「市議会NOW」の掲示を認めることになる。

- 委員 理由については「理由①」「理由②」「理由③」としてまとめられているが、「6）設置目的」と、公の施設の設置目的ということで（3）にも設置目的がある。形式的に見ると「設置目的」が重複した見出しになっている。
- 生涯学習課長 全く同じではないが似たような表現になっているので、表現方法については検討する。
- 教育長 「理由③」の設置目的は意味合いが違うかもしれないので、弁護士に確認する。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。
- 生涯学習課長 スポーツセンターの指定管理者には、東京ドームグループが選定されたことは報告しているが、11月22日には本協定に先立ち、東京ドームグループと仮協定を結んだ。第4回市議会には選定の議案を出す形が整ったことを報告する。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いて、「平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成23年度東久留米市教育委員会基本方針について」に入る。
- 総務課長 資料をご覧いただきたい。右側の23年度（案）には委員ご指摘の案等と、事務局による修正案を提示している。今回ご協議いただいた意見等を取りまとめて来年早々にご提示し、1月の定例会等で最終的な協議をし、2月の定例会において議決いただきたいと思っている。
- 委員長 右側に載っているご意見等について、コメントがあれば伺いたい。
- 委員 これまで、教育目標については一文ずつ検討してきており、趣旨には異論はない。しかし、繰り返し読んでみると、広く理解していただくにはさらに分かりやすく表現する必要があると思う。特に、前文2段目の冒頭「東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり」のところは、以前、委員長からも指摘があったとおり、憲法での個人の尊厳と、基本法での人格の完成を目指すという基本的な視点をきちんと打ち出したほうが良い。「東久留米市教育委員会として、こういうふうと考えていく」ということを説明したらどうか。「伝統文化の尊重」も大事な視点ではあるが、それは他のところで位置づけたらどうか。こういった形に大きく変わってから5年経過したので提案させていただいた。
- 委員長 前文については以前、冒頭にいきなり「伝統」と出てくるのは、「お上の言うことをそのまま引きずっているようで、しかも、分かったような分からないような表現になっている」と申し上げた。今回はじっくり検討いただきたい。
- 委員 昨年も「ある程度の期間は」という事務局の意見があり、意見を取り下げた。委員の言われるとおり、憲法が先にきて「教育基本法の精神に」という並びを受けているので、前文の冒頭の変更案は賛成である。3つ目のパラグラフについては「何々する人間」と繰り返して挙げるのはどうかという議論が出たときに、やはり「そういう人間像を目指して教育を実践していく」という話をさんざんしたが、そのとき委員も私も、「以下に掲げる人間像を」としたらどうかということを申し上げたと思う。読む方に分かりやすく提案するという意味で、この最後の結びのところもこういう形はとても良い。
- 委員 下から3行目に「家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし」のところは「役割」「向上」と提案した。しかし、「役割の充実を図る」とすると「家庭、地域の責任」の

- 所在がどこにあるのかということになるので、「役割の充実」という表現でも良いかと思う。
- 委員長 全体を見通したところで、関連でご意見も出てくると思うので、一渡り先に進めていく。1ページについては私と他の委員からも意見が出ている。3ページには事務局案が出ているので、何かあればコメントしていただきたい。
 - 学校適正化等担当課長 再編成のところであるが、3行目に『「学校再編成計画」及び「基本プラン」』とあるが、ここで「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画が策定されたことに基づき、統合準備会を中心に」と変更する。
 - 委員 学校再編成計画の文章自体に異論はないが、事務事業との関連について伺いたい。「（1）機能的な学校づくりの推進 ①学校の適正規模の推進」となっているが、かつてこの項目にはほかの教育環境の整備も一緒になっていて、そこに学校再編成が入っていた。しかし、「学校の適正規模の推進」しかうたっていない項目となると、「機能的な学校づくりの推進」を入れるのは適切ではないと思う。去年も「機能的な学校づくりの推進」イコール「学校の適正規模の推進」はおかしいという意見が出ていたが、その時は「たまたまこういう項目の中の一つである」という説明を受けている。今年の基本方針では内容を分けたのでしっくりこない。
 - 学校適正化等担当課長 計画との整合性を取り、検討する。
 - 委員長 4ページの「教員の意識改革」についても何回か問題になっている。「意識改革」をするのではなく、「改革しようという意識を高める」としたらどうか。「いろいろな問題を積極的に改革していこう」という意識を高めるほうが現実的である。積極的にあれこれについて改革する考え方や意識を持ってもらうことが、結果的に意識改革になる。しかし、「意識改革」とそのまま出すと、思想信条の自由ということにまで広がりかねない問題になると、前々から申し上げている。続いて、6ページ2について、委員からコメントはあるか。
 - 委員 学力の現状については「子どもたちの到達度」「到達状況」「特性」などに変更したらどうか。その前段に「調査の結果を踏まえ」とあるので、一人ひとりの状況を踏まえて指導されているのだと思う。
 - 委員長 同じところで、事務事業名の「日本語学習講座事業」について伺いたい。「国語」と「日本語」という言い方について、きちんと分けて考えての「日本語学習」という表現なのか。専門分野では「国語学」を「日本語学」に変えているところが増えてきている。そういう意味では「国語」を超えて、さらに日本語というカテゴリーの中で考えるべきである。一方、教科との関係で、国語科教育の中で国語の教育を行っている。日本語講座との関係をはっきりわきまえて書かれているのであれば良いと思う。「日本語について習熟する講座として考えている」と、という理解で受け取ってもらえれば良いという解釈で良いのか。
 - 指導室長 「日本語学習講座」は外国籍の子どもに対する日本語の教授で、日本語を母国語としている子どもの国語力に対する学習講座事業ではない。しかし、確認をして、整合性を図るようにしていきたい。
 - 委員長 続いて、「日本の伝統と文化」については私の案でいいのではないかと思う。また、「人材」という表現がよく出てくるが気になる。語感の問題であるが…。
 - 教育長 かえて「学識経験者」と言われたら出られないだろう。特に、伝統文化で地域の方に協力してもらうときに、「学識経験者」のくくりでは難しいのではないか。教育の場では、かなり「人材」という言い方をしている。
 - 指導室長 委員長ご指摘の点については、確かに語感の問題があると思う。ほかにいい替える言葉があるかどうか検討する。
 - 委員長 やわらかいニュアンスでお願いしたい。「地域でいろいろ教育にご理解をいただいている方」とか、そういう深いお志を持っている方とか。続いて、7ページの「規範意識」と「情報モラル教育」であるが、文言が重複している。「規範意識の向上を図るため、情報モラル教育などを充実します」とあるが、「モラル」と「規範意識」は同じ意味である。

「規範意識の向上を図る」だけでもいいし、「情報モラル教育を充実する」だけでも良いと思う。続いて、「ガイダンスの機能を高めます」についてであるが、用語の適切さを少し欠いており、先ほどの「人材」のような印象を持つ。

- 委員 「キャリア教育の充実」については基本方針1の12番と2の8番が重複している。
- 指導室長 調整させていただきたい。
- 委員長 続いて、8ページに入る。委員のご意見を伺いたい。
- 委員 施策の方向として、「人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため」と大きく表現しているので、当然、日本国憲法の人権保障については踏まえるとして、さらに、21世紀に入って制定された「人権教育及び人権啓発推進法」等も入れたほうが良い。
- 教育部長 調整させていただきたい。
- 委員長 9ページの「課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め」の「育成する」という表現であるが、「課題に迅速かつ的確に対応できる教員」であれば育成する必要もないので、「充足」が良いと思う。
- 教育長 課題があるから育成するのであるが…。
- 委員長 その辺のところは気になった。そういうことができる能力のある教員をもっと増やすという意味合いで、「充足」にしたらどうか。
- 委員長 続いて、12ページの「伝統文化」であるが、「伝統と文化」は並列になる言葉ではない。伝統文化というのは一つの熟語としてはあるが、その場合、伝統文化とは何かという規定が必要になる。もし、このまま使うのならば、「芸術や伝統文化」とくくれば、少なくともここで言う「芸術や伝統と文化などに親しみ、」という、散漫な文章にはならない。
- 教育長 「伝統文化」というと、かなり古いイメージがある。継いでいなくて、新しくできた今の文化もある。
- 委員長 現代文化とか近代とか…。そうなると、やはり前文冒頭に問題がある。「伝統」といきなり言っても伝統精神や神の精神を指すのかもしれない。伝統文化と芸術はどうなのかということもある。
- 教育長 前文冒頭は「伝統と文化」になっている。
- 委員長 「芸術や伝統と文化」と言ったときに、芸術や伝統を引っこ抜くと、芸術や文化と言うと芸術文化じゃないのかと…。
- 教育部長 それではこれまでいただいたご意見等について、再度事務局で調整させていただきたい。
- 総務課長 ただ今ご指摘いただいた部分については担当各課で整理し、事務局の考え方を網羅したものを12月中にお届けするので、再度ご覧いただきたい。
- 委員長 タイムスケジュールはどうなっているのか。
- 教育長 事務局だけでまとめるのはかなり難しいと思う。例えば、12ページと6ページの整合性をどう図るかについてなどは事務局でだけでは整理できない。
- 委員長 本日のところはこの間に出た意見を中心に説明してもらったが、持ちかえって再度ご検討いただきたい。

◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって、平成22年第12回教育委員会定例会を閉会する。

(午後 5時23分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年12月2日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)